

加監公表第23号

令和3年12月27日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 北本 敏

加古川市監査委員 西村 雅文

加古川市監査委員 稲次 誠

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和3年11月4日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年11月4日付けで受理した。

なお、令和3年11月24日に請求人から証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

(1) 加古川市保健衛生協議会（以下「協議会」という。）との令和3年度ごみ分別指導業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）について

令和3年9月28日の新聞に、協議会の会員であるA自治会が、ごみステーション（ごみ集積場）の清掃について住民の当番制を廃止し、公益社団法人加古川市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に委託する取組を始めたと掲載された。

加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第100条に「契約によつて生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。」と規定されているが、A自治会がシルバー人材センターにごみステーションの清掃を委託することは、明らかに本件委託契約に係る業務の再委託であり、契約違反である。さらに、当該新聞に掲載された日の4か月前からA自治会はシルバー人材センターに委託しているが、加古川市財務規則に則って、事前に環境第1課が再委託を了承していた事実があったとは考えられない。

また、A自治会は資源物の集団回収を行い、その売却分と加古川市（以下「市」という。）に申請して得られる加古川市資源物集団回収運動奨励金を本件委託契約に係る業務の履行のための資金に充て、シルバー人材センターへ委託している。本来、契約は契約金のみで履行されるのが前提となっているはずである。

(2) A自治会に対する令和3年度集団回収団体備品購入補助金（以下「本件補助金」という。）について

A自治会は、本件委託契約に係る業務の再委託となるシルバー人材センターへの委託費用の大部分を賄うため、資源物の集団回収の目標を月1トンとし、当該集団回収に必要な倉庫（保管庫）を設置している。市は、倉庫の代金等としてA自治会に本件補助金を支出しているが、シルバー人材センターへの委託費用を捻出するためという本件補助金の申請理由は不適切である。

また、本件委託契約に係る契約金（以下「本件委託料」という。）以外に、本件委託契約に係る業務を履行する経費として、本件補助金をプラスして支出すべきではない。ごみ減量推進課は、本件委託契約の契約違反（再委託）を助ける目的で本件補助金を支出したことになる。

(3) A自治会に対する令和3年度加古川市資源物集団回収運動奨励金（以下「本件奨励金」という。）について

A自治会は資源物の集団回収を行い、その売却分と本件奨励金を本件委託契約に係る業務の再委託となるシルバー人材センターへの委託費用に充てており、その委託費用を捻出するためという本件奨励金の申請理由は不適切である。ごみ減量推進課は、本件委託契約の契約違反（再委託）を助ける目的で本件奨励金を支出したことになる。

よって、次の措置を求める。

- ・ 本件委託契約の廃止
- ・ 本件委託料の返還
- ・ 本件委託契約に係る違約金及び損害賠償金の請求
- ・ 本件補助金の返還
- ・ 本件奨励金の返還

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア 本件委託料の支出について

市が協議会へ本件委託料を支出したことは違法又は不当であるか。

イ 本件委託契約に係る違約金及び損害賠償について

本件委託料の支出が違法又は不当であるとして、市が協議会に対し違約金及び損害賠償を求めることは妥当であるか。

ウ 本件補助金の支出について

市がA自治会へ本件補助金を支出したことは違法又は不当であるか。

エ 本件奨励金の支出について

市がA自治会へ本件奨励金を支出したことは違法又は不当であるか。

(2) 監査の対象部

環境部

(3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和3年11月29日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

環境部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和3年11月29日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等はおりのとおりである。

ア 本件委託契約について

ごみの減量及び資源化の促進を図るとともに、清潔な生活環境を確保し美しい町づくりを推進することを目的とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1項第2号に該当するとして、令

和3年4月1日付けで本件委託契約を協議会と随意契約している。約3,700か所ある市内のごみ集積場全ての環境保持及び分別指導等を実施するためには、町内会（自治会を含む。以下同じ。）を会員として構成し、保健衛生の推進を図ることを目的に設立された協議会に業務委託することは、業務執行の合理性、効率性の観点からも妥当であると考えます。

本件委託料については、加古川市ごみ分別指導業務委託契約書（以下「本件委託契約書」という。）第3条に基づき、本件委託契約の締結日である令和3年4月1日においては、受注者である協議会を構成する町内会の同日現在の見込み世帯数の97,100世帯に160円を乗じた15,536,000円としていたが、同年5月1日付けで同日現在の世帯数（実績）の96,218世帯に基づき、15,394,880円に更正している。そして、令和3年6月1日付けの協議会からの請求に基づき、同年6月16日に本件委託料を協議会へ支出している。

本件委託契約に係る業務のうち、「地域のごみ集積場の環境保持に関すること。」については、具体的な方法（仕様）を定めておらず、協議会の会員としての町内会がそれぞれの実情に応じて、可能な範囲でごみ収集時におけるごみ集積場としての機能保持を行うことを想定している。ごみ収集後のごみ集積場の清掃はそのための一つの方法であるが、全てのごみ集積場で必須要件とは考えていない。しかしながら、A自治会がシルバー人材センターに依頼したごみ収集後の清掃は、本件委託契約に係る業務の一部であると考えられるため、本件委託契約書には再委託に関する規定はないものの、協議会に対して再委託の報告を求めたいと考えている。

このように本件委託契約の履行に違法又は不当な事実はなく、市に損害が発生した事実もない。

イ 本件補助金について

加古川市集団回収団体備品購入補助金は、古紙リサイクルの推進を図るため、集団回収活動実施団体が、資源物の回収のために広く地域の住民等が利用しやすい備品を設置する場合に、購入費を補助する制度である。補助金の交付を受けよ

うとする団体は、加古川市集団回収団体備品購入補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）に基づき申請し、市はその内容を審査し補助金を交付している。

本件補助金については、令和3年4月19日にA自治会から集団回収団体備品購入補助金交付申請書、収支予算書、設置予定場所の位置図及び写真、備品を設置することについての土地所有者の承諾書並びに設置に要する経費の内訳が明記されている見積書の写し（以下「本件補助金交付申請書等」という。）を受け付け、同年4月27日付けでA自治会へ集団回収団体備品購入補助金交付決定通知書を交付している。そして、令和3年5月27日にA自治会から集団回収団体備品購入補助金実績報告書、収支決算書、補助対象の備品設置の状況を示す位置図及び写真並びに補助対象の備品設置に要する経費の領収書の写し（以下「本件補助金実績報告書等」という。）を受け付け、現地審査等の後、同年6月15日付けでA自治会へ集団回収団体備品購入補助金確定通知書を交付している。その後、令和3年6月15日にA自治会から集団回収団体備品購入補助金請求書、集団回収団体備品購入補助金確定通知書の写し及び振込指定口座の通帳の写し（以下「本件補助金請求書等」という。）を受け付け、同年6月25日に本件補助金81,000円をA自治会へ支出している。

いずれの提出書類の内容にも偽りその他不正は確認できないことから、本件補助金の交付は適切である。

ウ 本件奨励金について

加古川市資源物集団回収運動奨励金は、ごみの減量及び資源の有効活用を図るため、市内の町内会、老人クラブ、婦人会、PTA、子ども会等の各種団体で営利を目的としない団体（以下「町内会等」という。）が行う資源物の集団回収において、回収した紙類及び衣類1キログラムにつき7円を交付する制度である。この奨励金は、当該団体が活動を行うための資金の一部として、自由に活用することができる。資源物の集団回収を実施しようとする町内会等に対しては、加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和60年条例第27号）及び加古川市資源物集団回収運動奨励金交付要綱（以下「奨励金要綱」という。）に基づ

き、事前の届出を求めている。そして、奨励金の交付を受けようとする町内会等は、資源物集団回収運動奨励金交付請求書兼振替依頼書に必要な書類を添付して、定められた期間に申請し、市はその内容を審査し奨励金を交付している。

本件奨励金については、A自治会から、資源物の集団回収を実施する前に集団回収活動実施届出書及びごみステーション利用承諾書を受け付け、令和3年6月10日に資源物集団回収運動奨励金交付請求書兼振替依頼書、回収業者が発行する仕切伝票、計量証明書、回収明細書及び支払明細書並びに回収業者からの入金口座の通帳の写し（以下「本件奨励金請求書等」という。）を受け付けている。そして、審査の後、令和3年8月13日に本件奨励金16,940円をA自治会へ支出している。

いずれの提出書類の内容にも虚偽又は不正は確認できないことから、本件奨励金の交付は適切である。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員	藤 田 隆 司
加古川市監査委員	北 本 敏
加古川市監査委員	西 村 雅 文
加古川市監査委員	稲 次 誠

6 監査の結果

（結 論）

本請求の監査対象とした事項（4 監査の実施 （1）監査の対象）中、アについては却下する。同事項中イからエまでについては棄却する。

（事実の確認及び判断）

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

（1）本件委託料の支出について

請求人は、本件委託契約の廃止及び本件委託料の返還を求めている。これは、本件委託契約に係る業務が適正に履行されていないことをもって、加古川市財務規則

第102条の規定に基づく本件委託契約の解除及び本件委託料の返還を求めていると解し、本件委託料の支出に関し以下の項目について検討する。

ア 本件委託料の支出に係る事務手続について

本件委託料については、本件委託契約書第3条第1号に「受注者を構成する町内会の世帯数に160円を乗じた金額とする。」と規定されており、この町内会の世帯数は、同条第2号により「令和3年5月1日現在の数」とされている。また、本件委託料の支出については、本件委託契約書第4条の規定により、受注者の請求により支出するものとされている。

関係職員への調査の結果、本件委託料について次のとおり事実を確認した。

(ア) 市は、令和3年4月1日付けで、同日現在の見込み世帯数の97,100世帯に160円を乗じた15,536,000円を本件委託料の額とし、協議会と本件委託契約を締結した。

(イ) 協議会は、令和3年5月1日現在の世帯数（実績）が96,218世帯であることを加古川市町内会連合会事務局からの情報提供により確認し、市へ報告した。

(ウ) 市は、令和3年5月1日付けで、協議会と同様の方法で同日現在の世帯数（実績）を確認し、本件委託料の額を96,218世帯に160円を乗じた15,394,880円へ更正した。

(エ) 令和3年6月1日付けで協議会から本件委託料の請求書が提出された。

(オ) 市は支出命令を行い、令和3年6月16日に本件委託料を協議会が指定した口座へ振り込んだ。

本件委託料の支出は、従前より前金払の方法により行われている。前金払は、法第232条の5に規定される普通地方公共団体における支出方法の一つで、金額の確定した債務について相手方の義務履行前等に支出するものであり、政令第163条の規定により、委託費は前金払をすることができる経費として挙げられている。前金払においては、その金額は契約又は法令によって確定されるものであるから、後日不履行その他の事由によって客観的に金額の異動を生ずる場合のほかは、その本質上精算を伴わないものとされている。そのため、市が支出命令

を行った時点においては、本件委託契約に係る業務の履行確認は不要であるといえる。

よって、本件委託料の支出に係る事務手続は、本件委託契約書に基づき適正に行われていると判断する。

イ 本件委託契約に係る業務について

本件委託契約に係る業務については、本件委託契約書第2条に「ごみ分別収集計画の周知徹底に関すること。」、「地域のごみ集積場の環境保持に関すること。」、「その他、発注者と受注者とが協議して必要と認めること。」と規定されている。

請求人は、これら業務のうち「地域のごみ集積場の環境保持に関すること。」について、ごみステーションの清掃が含まれると主張している。

関係職員への調査により、「地域のごみ集積場の環境保持に関すること。」については、本件委託契約書には具体的な方法（仕様）を定めておらず、協議会の会員としての町内会がそれぞれの実情に応じて、可能な範囲でごみ収集時におけるごみ集積場としての機能保持を行うことを想定していることを確認した。なお、ごみ集積場としての機能保持を行う方法としては、ごみ収集後のごみ集積場の清掃、資源物回収時における分別かごの設置及び片付け等を想定していることを確認した。

よって、本件委託契約に係る業務のうち、「地域のごみ集積場の環境保持に関すること。」にごみ集積場の清掃が含まれることについては、請求人と市の認識に相違はない。

ウ 本件委託契約に係る業務の履行について

(ア) 履行方法について

本件委託契約については、関係職員への調査によると、約3,700か所ある市内のごみ集積場全ての環境保持及び分別指導等を実施するためには、合理

性、効率性の観点から、市内の町内会を会員として構成し、住民自らの手による公衆衛生事業を通じて健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図ることを目的に設立された協議会を契約の相手方とすることが妥当であることから、政令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）に該当するとして一者随意契約を締結していることを確認した。

このような理由により本件委託契約の相手方を協議会としていることを勘案すると、本件委託契約に係る業務の履行方法については、本件委託契約書に特に定めがないが、契約の相手方である協議会の会員としての町内会が履行することを前提としていると解せられる。

(イ) 再委託について

請求人は、本件委託契約に係る業務のうち、「地域のごみ集積場の環境保持に関すること。」に該当するごみステーションの清掃について、A自治会がシルバー人材センターに委託していることは再委託であり、本件委託契約に違反していると主張している。

関係職員への調査により、A自治会がごみ集積場の清掃をシルバー人材センターに委託していることは、本件委託契約に係る業務の一部の再委託が行われていると市が認識していることを確認した。

したがって、A自治会において本件委託契約に係る業務の再委託が行われていることについては、請求人と市の認識に相違はない。

(ウ) 再委託の承諾について

A自治会において本件委託契約に係る業務の再委託が行われていることについては、関係職員への調査によると、市は、新聞報道により把握し、協議会から事前に相談を含め報告は受けておらず、また、再委託の承諾等をしていないことを確認した。

また、本件委託契約に係る業務の再委託については、本件委託契約書だけでなく、本件委託契約書第9条の規定により適用される加古川市財務規則にも規定がなく、さらに、市と協議会とが協議したものはないことを確認した。しか

しながら、本件委託契約が一者随意契約により締結されている趣旨を勘案すると、業務の再委託を原則禁止とし、一者随意契約の趣旨を損なわない範囲で市が認めた場合に限り再委託を行うことができるよう契約書に規定することが望まれる。そのため、本件委託契約書に再委託についての規定がないことをもって、協議会が再委託を市の承諾を得ずに行うことができると解するのは不適切である。

したがって、協議会はA自治会が再委託を行う前に市に申入れを行い、協議会と市が協議の上、市は再委託の承諾を行う手続が必要であったと考える。

(エ) 履行確認について

本件委託契約に係る業務の履行確認については、関係職員への調査によると、本件委託契約書第7条の規定に基づき、業務終了後に提出される「業務事業を記載した書類」すなわち実績報告書により行うこととしており、本件委託契約の期間の途中には行っていないことを確認した。そのため、A自治会による業務の履行確認については、現時点では行われていない。一方で、A自治会の区域内のごみ集積場において、ごみ集積場としての機能保持が行われず、ごみ収集に支障が生じるような事象は発生していないことを確認した。

よって、再委託の承諾に関する手続上の瑕疵はあったものの、現時点において本件委託契約に係る業務が適正に履行されていないとまではいえない。

エ 市の損害発生状況について

住民監査請求の監査対象となる行為等は、平成6年9月8日最高裁判所判決により確定した平成5年8月5日福岡地方裁判所判決において、「地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」さらに、「違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであって住民監査請求の対象となる行為等には該当しないというほかはない。」と判示されている。そこで、本件委託契約に係る業務の履行に伴う損害発生の有無について

確認する。

本件委託契約に係る業務については、本件委託契約書第2条の規定のとおり、「ごみ分別収集計画の周知徹底に関すること。」、「地域のごみ集積場の環境保持に関すること。」、「その他、発注者と受注者とが協議して必要と認めること。」であり、その履行の対価として、本件委託料が前金払で協議会へ支出されている。協議会の会員であるA自治会においては、「地域のごみ集積場の環境保持に関すること。」の履行に際し、シルバー人材センターにごみ集積場の清掃を委託しているが、シルバー人材センターへの委託費用はA自治会が負担しており、市が支出した本件委託料に変更はないことを確認した。

さらに、ウ（エ）の事実確認のとおり、A自治会の区域内のごみ集積場において、ごみ集積場としての機能保持が行われず、ごみ収集に支障が生じるような事象は発生していない。

よって、本件委託契約に係る業務の履行において、市に具体的な損害が発生した、又は損害が発生するおそれがあるとは認められない。

以上のとおりアからエまでを検討した結果、本件委託契約に係る業務の履行については、再委託の承諾に関する手続上の瑕疵はあったものの、市に損害が発生しておらず、また、損害が発生するおそれがあるとは認められないことから、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断する。

（2）本件委託契約に係る違約金及び損害賠償について

請求人は、本件委託契約に係る業務が本件委託契約書どおりに履行されていないにもかかわらず、本件委託料を支出したとして、加古川市財務規則第102条の2第1項に規定される契約解除の場合の違約金及び同条第2項に規定される契約解除に伴う損害賠償を請求すべきと主張していると解せられる。

本件委託契約に係る業務の履行については、（1）ウの事実確認及び判断のとおり、再委託の承諾に関する手続上の瑕疵はあったものの、現時点において適正に履行されていないとまではいえないため、同規則第102条に規定される契約の解除

事由に該当するとはいえない。

よって、本件委託契約に係る違約金及び損害賠償の請求権は発生せず、請求人の主張には理由がないと判断する。

(3) 本件補助金の支出について

請求人は、市がA自治会に交付した本件補助金の返還を求めていることから、本件補助金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 本件補助金の支出に係る事務手続について

補助金の交付は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）において、①補助金の交付を受けようとする者の交付の申請（第5条）、②市長の審査及び交付決定（第6条）、③市長の決定の通知（第7条）、④補助事業の遂行（第11条）、⑤補助事業の実績報告（第14条）、⑥市長の審査及び補助金の額の確定（第15条）、⑦補助金の交付（第17条）の手順で行われることが規定されている。

また、補助金要綱において、①補助金の交付を受けようとする団体は、補助金の交付申請にあたり、集団回収団体備品購入補助金交付申請書に収支予算書、設置予定場所の位置図、写真及び詳細図（備品の形状が分かるもの）、備品を設置することについての土地所有者の承諾書、設置に要する経費の内訳が明記されている見積書等の写し並びにその他市長が特に指定する書類を添えて提出すること（第4条）、②交付申請があったときは、市はその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、決定金額を集団回収団体備品購入補助金交付決定通知書により通知すること（第5条）、③補助金の交付の決定を受けた団体は、備品設置終了後、速やかに集団回収団体備品購入補助金実績報告書に収支決算書、補助対象の備品設置の状況を示す位置図及び写真、補助対象の備品設置に要する経費の領収書の写し並びにその他市長が必要と認める書類を添えて提出すること（第7条）、④実績報告書の提出があったときは、市は当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、集団回収団体備品購

入補助金確定通知書により通知すること（第8条）、⑤補助金の交付の決定を受けた団体は、補助金の請求にあたり、集団回収団体備品購入補助金請求書に集団回収団体備品購入補助金確定通知書の写し及び振込指定口座の通帳の写しを添えて提出すること（第9条）、⑥請求書を受理したときは、市は速やかに補助金を交付すること（第10条）が規定されている。

関係職員への調査の結果、本件補助金について次のとおり事実を確認した。

（ア）令和3年4月19日にA自治会から本件補助金交付申請書等が提出された。

（イ）市は、提出された本件補助金交付申請書等を審査した後、81,000円の補助金の交付決定を行い、令和3年4月27日付けでA自治会に集団回収団体備品購入補助金交付決定通知書を交付した。

（ウ）令和3年5月27日にA自治会から本件補助金実績報告書等が提出された。

（エ）市は、提出された本件補助金実績報告書等の審査及び実地調査の後、補助金の額を81,000円で確定し、令和3年6月15日付けでA自治会に集団回収団体備品購入補助金確定通知書を交付した。

（オ）令和3年6月15日にA自治会から本件補助金請求書等が提出された。

（カ）市は支出命令を行い、令和3年6月25日に本件補助金をA自治会が指定した口座へ振り込んだ。

よって、本件補助金の支出に係る事務手続は、加古川市補助金等交付規則及び補助金要綱に基づき適正に行われていると判断する。

イ 加古川市集団回収団体備品購入補助金の交付要件について

加古川市集団回収団体備品購入補助金は、補助金要綱別表によると、家庭や事業所から発生する、新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック及び衣類の資源物を受け入れる集団回収活動実施団体が、資源物の回収のために広く地域の住民等が利用しやすい備品を設置する場合に、購入費を補助することにより古紙リサイクルの推進を図ることを目的とした事業費補助と位置付けられている。そして、

補助金の対象となる備品は、長期的かつ安全に使用できると認められ、集団回収の目的のみに使用するもの等とされ、また、申請者が所有又は使用権限を有する土地に設置し、設置から5年以上使用する計画がある等の条件を満たす場合に、備品の購入及び工事費などの設置に要する費用（消費税等を含まない。）に相当する額に対して、補助率10分の10で20万円を限度として補助することとされている。

請求人は、シルバー人材センターへの委託費用を捻出するためという本件補助金の申請理由が不適切であると主張している。

関係職員への調査により、本件補助金交付申請書等に申請理由の記載欄を設けておらず、申請理由の記載はないこと、また、交付申請の審査においては申請理由を審査の対象としていないことを確認した。

さらに、A自治会は使用権限を有する土地に資源物を回収するための保管庫を設置しているなど、補助金要綱別表に規定される補助金の範囲（対象となる条件等）を満たしていることを確認した。

よって、本件補助金の交付については、加古川市集団回収団体備品購入補助金の交付要件を満たしており、不合理な点はないと判断する。

以上のとおりア及びイを検討した結果、本件補助金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

（4）本件奨励金の支出について

請求人は、市がA自治会に交付した本件奨励金の返還を求めていることから、本件奨励金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 本件奨励金の支出に係る事務手続について

奨励金要綱において、①資源物の集団回収を実施しようとする町内会等は、あらかじめ集団回収活動実施届出書を提出すること、また、ごみステーションを利用する場合はごみステーション管理者の発行するごみステーション利用承諾書を

併せて提出すること（第3条）、②奨励金の交付を受けようとする町内会等は、奨励金の交付申請にあたり、資源物集団回収運動奨励金交付請求書兼振替依頼書に回収業者が発行する仕切伝票（奨励金申請用）、回収重量が確認できるもの、買取価格が確認できるもの及び回収業者からの入金等が確認できるものを添付して申請すること（第5条第1項）、③奨励金の交付申請は、原則として6月1日から6月30日まで、又は12月1日から12月28日までの期間に行うこと（第5条第2項）、④交付申請があったときは、市はその申請内容を審査し、申請が適正であると判断した場合は、奨励金を交付すること（第6条及び第7条）が規定されている。

関係職員への調査の結果、本件奨励金について次のとおり事実を確認した。

（ア）令和2年4月3日にA自治会から令和2年度集団回収活動実施届出書及びごみステーション利用承諾書が提出された。

（イ）令和3年3月8日にA自治会から令和3年度集団回収活動実施届出書及びごみステーション利用承諾書が提出された。

（ウ）令和3年6月10日にA自治会から本件奨励金請求書等が提出された。

（エ）市は、提出された本件奨励金請求書等を審査した結果、申請が適正であると判断し、令和3年1月から4月までに実施した資源物集団回収に係る基準数量2,420キログラムに7円を乗じた16,940円で奨励金の額を確定し、令和3年8月13日に本件奨励金をA自治会が指定した口座へ振り込んだ。

よって、本件奨励金の支出に係る事務手続は、奨励金要綱に基づき適正に行われていると判断する。

イ 加古川市資源物集団回収運動奨励金の交付要件について

加古川市資源物集団回収運動奨励金は、奨励金要綱によると、ごみの減量及び資源の有効利用を図ることを目的とし、町内会等が行う資源物の集団回収において、回収した紙類及び衣類1キログラムにつき7円を交付することとされている。

請求人は、シルバー人材センターへの委託費用を捻出するためという本件奨励金の申請理由が不適切であると主張している。

関係職員への調査により、交付された加古川市資源物集団回収運動奨励金の使途については限定しておらず、町内会等の団体活動を行うための資金の一部として自由に活用することができることを確認した。また、令和2年度及び令和3年度集団回収活動実施届出書及びごみステーション利用承諾書並びに本件奨励金請求書等に申請理由の記載欄を設けておらず、申請理由の記載はないこと、さらに、交付申請の審査においては申請理由を審査の対象としていないことを確認した。

本件奨励金の対象となった資源物の集団回収は、A自治会により令和3年1月から4月までに行われたものであり、A自治会の区域内のごみステーションを利用して新聞、雑誌、段ボールのほか衣類の合計2,420キログラムを回収している。このように当該集団回収は奨励金要綱の趣旨に合致するものであり、また、加古川市資源物集団回収運動奨励金の使途は限定されていないことを勘案すれば、奨励金要綱第6条第3項の規定により申請内容に疑義があるとして、奨励金の交付を行わないことができる場合には該当しないといえる。

よって、本件奨励金の交付については、加古川市資源物集団回収運動奨励金の交付要件を満たしており、不合理な点はないと判断する。

以上のとおりア及びイを検討した結果、本件奨励金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。